

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月27日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アジア失明予防の会

(2) 代表者の氏名

木下 茂

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区西三本木通荒神口下ル上生洲町197の1 青蓮会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は,アジア諸国の眼科医療の発展を支援するため,医師等技術スタッフの派遣,眼科病院の設立・運営支援及び眼科医療技術向上のための事業,貧困のために治療を受けられない人々に対する治療の支援や斡旋などの事業を行い,アジア諸国の人々を失明の危機から救うことを目的とする。

2 申請年月日

平成24年8月10日

(文化市民局地域自治推進室)